

案の 17

2 国際第 1028 号

関税割当公表第 80 号の 2

令和 3 年度のでん粉等の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）第 6 条の規定に基づき、でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の 1 以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の 85% を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 3 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 合計割当数量及び通関期限

1 合計割当数量

でん粉等の合計割当数量の用途別内訳は、次のとおりとする。

(1) 糖化用	82,900 トン
(2) 化工でん粉用	55,000 トン
(3) グルタミン酸ソーダ等用	2,500 トン
(4) 沖縄特別割当用	400 トン
(5) その他用	9,100 トン

2 通関期限 令和 4 年 3 月 31 日

第 2 第 2 次公表

でん粉等に係る関税割当制度に関する政令（昭和 36 年政令第 153 号）別表

で定める数量の残量、本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び令和3年9月10日までに返還された割当数量がある場合の割当てについては別途公表（第2次公表）する。

第3 その他

その他関連事項に関しては、令和2年度のでん粉等の関税割当てについて（令和3年3月11日付け2国際第942号関税割当公表第80号）による。